

第 1 回 み よ し 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 次 第

日 時：令和 7 (2025) 年 1 0 月 3 0 日（木）
午後 3 時から
場 所：みよし市役所
3 階 3 0 1 会 議 室

- 1 会長選出
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問
- 4 審議
- 5 その他

※次回開催予定日 令和 7 (2025) 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 2 時から
(みよし市役所 3 階 3 0 1 会 議 室)

第 1 回 み よ し 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 資 料

①みよし市特別職等給料・報酬の改定状況	P 1
②愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況	P 2
③近年における消費者物価上昇率	P 2
④愛知県各市財政比較一覧表（令和 6 年度決算額 普通会計）	P 3
⑤愛知県各市財政比較一覧表（財政健全化指標）	P 4
⑥用語について	P 5
⑦市長等の職務について	P 6
⑧令和 7 年人事院勧告の骨子	P 7
⑨人事院勧告と給料の改定状況	P 8
⑩愛知県下各市特別職給料一覧表	P 8
⑪愛知県下各市特別職の諸手当を含む支給総額試算一覧	P 9
⑫愛知県下各市議員報酬額一覧表	P 9
⑬愛知県下各市議員の諸手当を含む支給総額試算一覧	P 1 0
⑭愛知県下各市議員報酬総額の住民一人当たりの額	P 1 0
⑮議会の活動状況	P 1 1
⑮議会の活動状況（別添）	P 1 2
⑯みよし市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）	P 1 3
⑰令和 5 年度みよし市特別職報酬等審議会の答申及び附帯意見（写）	P 1 4 P 1 5

①みよし市特別職等 給料・報酬の改定状況

(単位:千円)												
年度	報酬審の開催状況	改定内容・時期		市長	副市長	教育長	議長	副議長	委員長	議員	人勧率	みよし市実施状況
H19	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層限定 0.35%	若年層限定 0.35%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H20	開催		改定額	931	768	697	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H21	開催		改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層除く △0.22%	若年層除く △0.22%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H22	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	中高年齢層 △0.19%	中高年齢層 △0.19%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H23	開催	H24.4.1 (議員) H25.4.1	改定額	931	768	697	452	349	318	308	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H24	未開催	—	改定額	923	761	691	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	△8	△7	△6	0	0	0	0		
			増減率	△0.86%	△0.91%	△0.86%	0%	0%	0%	0%		
H25	開催	—	改定額	923	761	691	496	383	349	338	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	44	34	31	30		
			増減率	0%	0%	0%	9.73%	9.73%	9.73%	9.73%		
H26	開催	H27.4.1	改定額	923	761	691	496	383	349	338	若年層中心に 0.27%	若年層中心に 0.27%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H27	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.36%	若年層中心に 0.36%
			増減額	0	0	0	0	42	38	37		
			増減率	0%	0%	0%	0%	10.97%	10.89%	10.95%		
H28	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.17%	若年層中心に 0.17%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H29	開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.15%	若年層中心に 0.15%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
H30	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.16%	若年層中心に 0.16%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
R1	開催	R2.4.1	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層限定 0.09%	若年層限定 0.09%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
R2	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	397	385	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	10	10		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	2.58%	2.67%		
R3	開催		改定額	923	761	691	496	425	397	385	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
R4	未開催		改定額	923	761	691	496	425	397	385	若年層中心に 0.30%	若年層中心に 0.30%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
R5	開催		改定額	923	761	691	496	425	397	385	若年層中心に 1.10%	若年層中心に 1.10%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
R6	未開催		改定額	923	761	691	502	430		390	3.00%	3.00%
			増減額	0	0	0	6	5		5		
			増減率	0%	0%	0%	1.21%	1.18%		1.18%		
R7	開催		改定額	923	761	691	502	430		390	3.30%	3.30%
			増減額	0	0	0	0	0		0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%		0%		

※ ただし、平成21年4月から平成24年3月まで市長は5万円、副市長は3万円を特例条例で減額
議会議員については、平成21年度のみ特例条例で減額(議長5%、副議長3%、委員長・議員2.5%)

(参考)みよし市議会議員数の推移

年度	議員 条例定数	議員数	改選時
H19	20	20	H19.4.30
H20	20	20	
H21	20	19	(H22.1.4 市制施行)
H22	20	19	
H23	20	20	H23.4.30
H24	20	20	
H25	20	20	
H26	20	20	
H27	20	20	H27.4.30
H28	20	20	
H29	20	20	
H30	20	20	
R1	20	20	H31.4.30
R2	20	20	
R3	20	20	
R4	20	19	
R5	20	20	R5.4.30
R6	20	20	
R7	20	20	

↓(参考) 本審議会 答申内容

<H21年度>
議長 498千円(+46千円)
副議長 429千円(+80千円)
委員長 411千円(+93千円)
議員 399千円(+91千円)
※適用には至らず

<H23年度>
市長 923千円(△8千円)
副市長 761千円(△7千円)
議長 496千円(+44千円)
副議長 383千円(+34千円)
委員長 349千円(+31千円)

<H25年度>
副議長、議員の額を10%程度引き上げが適当
平成27年4月からが適当

<H26年度>
副議長、委員長、議員の額を10%程度引き上げが適当

<H29年度>
答申
議長 501千円(+5千円)
副議長 429千円(+4千円)
委員長 387千円(+4千円)
議員 379千円(+4千円)

議案
議長 501千円(+5千円)
副議長 429千円(+4千円)
委員長 区分削除
議員 400千円(+25千円)

<R元年度>
委員長 397千円(+10千円)
議員 385千円(+10千円)

<R3年度>
据置き

<R5年度>
議長 502千円(+6千円)
副議長 430千円(+5千円)
議員 390千円(+5千円)

②愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況

番号	自治体名	特別職報酬等審議会の開催頻度		令和7年度の特別職報酬等審議会の開催予定	
01	名古屋市	その他	必要に応じて開催		未定
02	豊橋市	毎年開催	—	開催予定	令和7年11月
03	岡崎市	隔年開催	—	開催予定	令和7年11月
04	一宮市	隔年開催	—	開催予定	令和7年10月～
05	瀬戸市	その他	令和4年度より、必要に応じて開催(令和3年度までは毎年開催)		未定
06	半田市	毎年開催	—	開催予定	令和7年12月
07	春日井市	その他	必要に応じて開催	開催予定	未定
08	豊川市	隔年開催	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	開催予定	令和7年11月～
09	津島市	毎年開催	—	開催予定	令和7年10月～
10	碧南市	その他	非定期開催	開催予定なし	
11	刈谷市	隔年開催	—	開催予定なし	
12	豊田市	隔年開催	—	審議中	令和7年10月～
13	安城市	隔年開催	—	開催予定	令和7年10月～
14	西尾市	その他	必要に応じて開催	開催予定	令和7年12月～
15	蒲都市	その他	必要に応じて開催	開催予定	令和7年11月～
16	犬山市	その他	非定期開催	開催予定	令和7年11月～
17	常滑市	その他	必要に応じて開催		未定
18	江南市	その他	ほぼ隔年開催(2年ごと)だが、必要に応じて開催	開催予定	令和7年11月～
19	小牧市	隔年開催	隔年開催をベースとし、必要に応じて開催	開催予定なし	
20	稲沢市	毎年開催	—	開催予定	令和7年10月～
21	新城市	その他	必要に応じて開催	開催予定なし	
22	東海市	毎年開催		開催予定	令和7年11月～
23	大府市	その他	非定期開催		未定
24	知多市	その他	令和6年度までは毎年開催だったが、令和7年度以降は不定期開催とする予定		検討中
25	知立市	隔年開催	—		未定
26	尾張旭市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	開催予定	令和7年10月～
27	高浜市	隔年開催	—		未定
28	岩倉市	隔年開催	—	開催予定	令和7年10月～
29	豊明市	その他	必要に応じて(首長判断による)	開催予定なし	
30	日進市	隔年開催	—	開催予定なし	
31	田原市	隔年開催	—	開催予定なし	
32	愛西市	毎年開催		審議中	令和7年9月～
33	清須市	その他	必要に応じて開催	開催予定なし	
34	北名古屋市	その他	市長の諮問に応じ、不定期開催	開催予定なし	
35	弥富市	その他	必要に応じて開催	開催予定	令和7年11月～
36	みよし市	隔年開催	基本的に隔年開催であるが、必要に応じて開催	審議中	令和7年10月～
37	あま市	その他	原則2年毎に確認を行い、見直しの必要がある場合に開催		未定
38	長久手市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	開催予定	令和7年12～令和8年1月

③近年における消費者物価上昇率

	全国	名古屋市
令和2年	100.0	100.0
令和3年	99.8	99.7
令和4年	102.3	102.4
令和5年	105.1	105.7
令和6年	108.5	108.8
令和7年	111.5	112.1

- ・令和2年＝100.0
- ・令和7年は、令和7年1月から8月までの平均値
- ・消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成しています。指数計算に採用している各品目のウエイトは総務省統計局実施の家計調査の結果等に基づいています。品目の価格は総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された小売価格を用いています。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されています。

- ・名古屋市（県庁所在地）分の消費者物価指数は、総務省統計局「小売物価統計調査」の調査票情報から愛知県が独自集計を行い公表しているものです。

④愛知県各市財政比較一覧表（令和６年度決算額 普通会計）

市 名	類似団体	人 口 R7. 1. 1現在		R2年国調面 積		人口密度 R7.1.1人口／ R2年国調面積		歳入総額		市 税 額		市民税額		市民税額 (法人)		歳出総額		人 件 費		人件費のうち 職 員 給		一般職員数 R7. 4. 1現在		職員１人 当りの人口		ラスパイレ ス指数 R6. 4. 1現在		財政力 指 数 (3か年平均)	
		人数(人)	順位	面積 (km ²)	順位	人数 (人/km ²)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	金 額(千円)	順位	人数(人)	順位	人数(人)	順位	数 値	順位	数値	順位
豊 橋 市	中 核 市	366,089	4	261.86	4	1,420	25	153,045,496	3	64,883,224	3	25,572,051	3	3,487,013	9	150,964,681	2	23,224,660	3	14,412,059	4	2,214	4	165.4	8	95.0	37	0.98	13
岡 崎 市	中 核 市	382,656	2	387.20	3	993	31	157,661,100	2	70,939,824	2	29,879,195	2	4,038,975	7	148,384,455	3	24,070,628	2	15,436,908	2	2,465	3	155.2	12	99.7	12	1.00	12
一 宮 市	中 核 市	376,861	3	113.82	8	3,339	7	150,101,737	4	52,702,594	5	23,608,128	4	2,411,670	13	143,635,209	4	22,862,283	4	14,699,688	3	2,506	2	150.4	17	100.2	5	0.76	31
瀬 戸 市	Ⅲ－２	126,274	12	111.40	9	1,147	27	52,272,499	14	19,362,406	17	8,678,671	17	1,450,458	18	49,453,210	14	7,606,428	13	4,656,482	13	753	13	167.7	6	99.8	11	0.80	27
半 田 市	Ⅲ－２	116,210	13	47.42	20	2,486	17	54,224,869	13	24,472,112	12	10,178,522	13	2,684,176	12	50,258,399	13	6,939,088	16	3,750,967	18	676	16	171.9	5	98.1	23	0.96	14
春 日 井 市	施 行 時 特 例 市	305,902	5	92.78	10	3,327	8	126,613,075	5	53,051,920	4	22,173,381	5	3,010,708	11	125,697,306	5	18,797,037	5	13,154,100	5	2,005	5	152.6	15	100.4	3	0.93	18
豊 川 市	Ⅳ－２	185,900	7	161.14	7	1,146	28	83,428,448	7	30,419,718	11	12,121,890	10	1,766,725	16	79,562,432	7	13,548,018	6	8,165,781	7	1,206	7	154.1	13	101.8	1	0.78	29
津 島 市	Ⅱ－３	59,566	31	25.09	29	2,429	18	27,939,984	33	8,660,586	34	3,739,132	33	584,311	31	26,317,924	33	3,957,347	35	2,491,508	31	399	34	149.3	20	96.5	34	0.71	34
碧 南 市	Ⅱ－２	72,216	24	36.68	23	1,975	21	36,967,571	18	19,564,014	16	8,675,295	18	4,110,095	6	34,582,790	19	5,327,841	25	2,853,744	25	433	29	166.8	7	96.8	32	1.17	7
刈 谷 市	Ⅳ－２	152,984	9	50.39	18	3,053	11	76,524,575	9	40,062,882	7	17,962,310	6	5,389,331	4	69,947,279	9	11,888,084	9	6,751,648	9	1,173	8	130.4	29	99.2	16	1.27	4
豊 田 市	中 核 市	414,750	1	918.32	1	460	35	246,518,164	1	146,766,366	1	85,320,051	1	54,821,997	1	229,444,912	1	33,424,646	1	20,506,220	1	3,178	1	130.5	27	100.1	6	1.41	1
安 城 市	Ⅳ－２	187,665	6	86.05	11	2,191	20	85,010,890	6	41,244,755	6	17,173,690	7	3,619,273	8	79,670,117	6	13,301,284	7	8,427,487	6	1,249	6	150.3	18	98.9	19	1.27	4
西 尾 市	Ⅳ－２	169,528	8	161.22	6	1,049	30	78,495,852	8	31,419,191	9	12,485,824	9	2,058,167	15	75,445,933	8	12,290,823	8	6,986,038	8	1,142	9	148.4	21	99.2	16	0.94	17
蒲 郡 市	Ⅱ－２	77,535	22	59.96	16	1,327	26	48,723,554	15	13,632,692	22	4,980,599	29	736,914	27	46,583,808	15	7,130,714	14	4,128,948	14	722	14	107.4	35	100.3	4	0.79	28
犬 山 市	Ⅱ－２	71,334	25	74.90	13	976	32	32,445,432	27	12,359,116	29	5,370,935	27	1,324,573	19	31,118,119	27	5,796,687	22	3,496,449	22	550	22	129.7	30	101.0	2	0.84	22
常 滑 市	Ⅱ－２	58,662	32	55.90	17	1,050	29	34,423,231	23	12,428,158	28	3,743,609	32	522,244	34	33,231,683	22	4,475,201	32	2,626,014	27	485	24	121.0	34	95.4	36	0.92	19
江 南 市	Ⅱ－２	98,124	15	30.20	27	3,253	9	35,333,818	22	13,353,295	23	6,406,753	20	783,464	25	33,721,029	21	6,161,775	20	3,527,941	20	619	19	158.5	11	99.4	14	0.74	32
小 牧 市	Ⅲ－２	149,025	10	62.81	15	2,370	19	66,749,111	10	33,965,665	8	13,726,033	8	4,509,274	5	64,313,596	10	10,660,239	10	6,118,946	10	997	10	149.5	19	100.0	10	1.21	6
稲 沢 市	Ⅲ－２	132,879	11	79.35	12	1,698	24	60,461,224	12	22,125,927	13	9,359,878	16	1,600,915	17	58,031,347	12	9,117,017	12	5,595,605	11	912	11	145.7	22	100.1	6	0.82	25
新 城 市	Ⅰ－０	42,375	37	499.23	2	89	37	29,313,088	30	7,694,573	36	3,074,921	36	1,026,424	23	27,465,611	31	5,819,063	21	3,628,518	19	641	18	66.1	37	97.6	26	0.54	37
東 海 市	Ⅲ－２	113,368	14	43.43	22	2,620	16	65,914,786	11	30,754,158	10	9,958,498	15	2,402,169	14	60,690,197	11	9,538,264	11	5,406,724	12	892	12	127.1	32	99.7	12	1.29	3
大 府 市	Ⅱ－２	93,014	17	33.66	25	2,767	14	46,417,861	16	21,217,326	14	10,008,601	14	3,187,603	10	43,871,479	16	7,063,676	15	3,911,164	16	713	15	130.5	28	96.5	34	1.14	8
知 多 市	Ⅱ－２	83,017	21	45.90	21	1,838	23	34,360,606	24	15,417,436	20	5,576,037	25	742,411	26	32,825,779	23	6,708,714	18	3,767,843	17	649	17	127.9	31	100.1	6	0.91	21
知 立 市	Ⅱ－２	72,646	23	16.31	35	4,426	3	28,418,662	32	12,849,781	24	5,842,525	24	684,935	28	26,677,189	32	4,915,305	28	2,580,344	28	472	26	153.9	14	100.1	6	0.96	14
尾 張 旭 市	Ⅱ－３	83,782	20	21.03	32	3,955	4	31,155,795	28	12,800,912	25	6,034,603	22	598,140	29	29,589,340	28	6,165,332	19	3,505,449	21	604	21	138.7	24	97.9	25	0.82	25
高 浜 市	Ⅰ－２	49,041	34	13.11	36	3,517	6	21,082,912	35	9,919,228	32	4,292,033	31	1,235,260	20	20,254,020	35	2,247,919	37	1,369,572	37	222	37	220.9	1	97.5	29	1.02	10
岩 倉 市	Ⅰ－３	47,761	35	10.47	37	4,583	2	18,844,073	36	7,097,778	37	3,185,892	35	335,734	36	18,190,654	36	3,980,039	34	2,340,492	35	388	35	123.1	33	99.1	18	0.73	33
豊 明 市	Ⅱ－２	67,903	27	23.22	30	2,984	12	29,197,299	31	11,203,964	31	4,855,650	30	497,830	35	27,648,684	30	4,811,665	30	2,384,290	34	413	32	164.4	9	98.6	21	0.83	23
日 進 市	Ⅱ－３	94,207	16	34.91	24	2,622	15	36,537,253	20	16,723,849	19	8,361,409	19	991,118	24	34,193,324	20	5,506,171	23	3,195,559	23	472	26	199.6	2	98.1	23	1.01	11
田 原 市	Ⅱ－０	58,270	33	191.11	5	311	36	36,854,890	19	19,799,497	15	11,537,100	11	8,172,499	2	34,863,103	18	6,781,268	17	3,980,228	15	618	20	94.3	36	99.3	15	0.95	16
愛 西 市	Ⅱ－２	60,457	30	66.68	14	912	33	30,023,392	29	7,753,697	35	3,361,904	34	302,926	37	28,848,799	29	4,139,167	33	2,561,871	29	452	28	133.8	25	96.6	33	0.59	36
清 須 市	Ⅱ－３	68,707	26	17.35	34	3,882	5	33,386,205	26	12,518,315	27	5,220,714	28	1,051,364	22	32,123,540	25	4,986,020	27	2,388,827	33	424	30	162.0	10	97.6	26	0.77	30
北 名 古 屋 市	Ⅱ－３	85,843	19	18.37	33	4,706	1	33,708,273	25	14,397,071	21	6,387,933	21	1,189,781	21	32,082,721	26	5,153,232	26	2,750,383	26	480	25	178.8	3	98.8	20	0.83	23
弥 富 市	Ⅰ－３	43,534	36	49.11	19	876	34	18,638,321	37	9,062,107	33	3,066,191	37	527,813	33	17,824,666	37	3,712,438	36	1,880,194	36	327	36	133.1	26	97.6	26	0.92	19
み よ し 市	Ⅱ－２	61,408	29	32.19	26	1,925	22	35,761,760	21	18,848,738	18	10,261,786	12	5,390,043	3	32,207,335	24	4,648,295	31	2,441,292	32	404	33	152.0	16	97.2	30	1.38	2
あ ま 市	Ⅱ－２	88,363	18	27.49	28	3,133	10	38,711,183	17	11,388,111	30	5,375,722	26	586,894	30	37,205,684	17	5,354,194	24	2,861,875	24	508	23	173.9	4	96.9	31	0.67	35
長 久 手 市	Ⅱ－３	61,490	28	21.55	31	2,792	13	25,568,236	34	12,683,426	26	5,964,939	23	545,701	32	24,455,807	34	4,866,748	29	2,520,244	30	424	30	145.0	23	98.6	21	1.06	9
37市平均		129, 172		107. 61		2, 260		59, 482, 033		26, 041, 741		11, 716, 822		3, 469, 701		56, 523, 842		9, 107, 495		5, 439, 497		886		146. 8		98. 6		0. 94	

⑤愛知県各市財政比較一覧表(財政健全化指標)

(単位:%)

市名	実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	連結実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	実質公債費比率	将来負担比率	(左が負数の場合の実数)
豊橋市	-	△ 1.99	-	△ 24.44	5.7	27.5	
岡崎市	-	△ 8.03	-	△ 43.17	1.6	-	△ 27.1
一宮市	-	△ 7.52	-	△ 27.26	3.8	16.7	
瀬戸市	-	△ 8.08	-	△ 23.20	1.7	-	△ 27.4
半田市	-	△ 10.46	-	△ 53.33	△ 0.1	5.8	
春日井市	-	△ 0.54	-	△ 20.07	4.3	21.6	
豊川市	-	△ 6.98	-	△ 26.43	△ 0.6	-	△ 88.0
津島市	-	△ 10.60	-	△ 24.30	5.5	9.1	
碧南市	-	△ 10.94	-	△ 30.25	3.7	-	△ 6.6
刈谷市	-	△ 9.04	-	△ 28.76	△ 1.0	-	△ 43.9
豊田市	-	△ 5.99	-	△ 17.40	1.6	-	△ 75.1
安城市	-	△ 7.55	-	△ 21.99	0.4	-	△ 79.6
西尾市	-	△ 7.22	-	△ 24.13	2.2	11.4	
蒲郡市	-	△ 9.46	-	△ 273.89	2.5	-	△ 155.0
犬山市	-	△ 6.87	-	△ 16.38	2.1	-	△ 1.4
常滑市	-	△ 7.79	-	△ 175.77	12.0	80.2	
江南市	-	△ 7.30	-	△ 16.52	3.2	-	△ 22.1
小牧市	-	△ 4.39	-	△ 40.90	0.0	-	△ 45.4
稲沢市	-	△ 6.44	-	△ 26.20	4.1	13.3	
新城市	-	△ 9.06	-	△ 37.24	7.5	55.0	
東海市	-	△ 12.40	-	△ 19.48	1.6	38.6	
大府市	-	△ 9.30	-	△ 25.78	0.2	-	△ 24.8
知多市	-	△ 7.73	-	△ 20.69	3.3	20.0	
知立市	-	△ 10.12	-	△ 23.21	1.9	-	△ 29.5
尾張旭市	-	△ 7.28	-	△ 18.62	4.0	-	△ 22.3
高浜市	-	△ 7.24	-	△ 25.12	4.1	37.1	
岩倉市	-	△ 5.80	-	△ 13.14	4.2	6.9	
豊明市	-	△ 9.27	-	△ 14.38	1.2	-	△ 60.3
日進市	-	△ 9.70	-	△ 12.79	0.9	-	△ 38.9
田原市	-	△ 5.58	-	△ 14.86	2.2	-	△ 29.1
愛西市	-	△ 7.16	-	△ 16.85	5.0	-	△ 22.9
清須市	-	△ 6.56	-	△ 14.78	2.3	-	△ 3.0
北名古屋	-	△ 7.80	-	△ 14.50	5.0	-	△ 7.2
弥富市	-	△ 6.74	-	△ 11.08	5.4	94.7	
みよし市	-	△ 13.50	-	△ 22.85	2.5	-	△ 89.0
あま市	-	△ 7.21	-	△ 16.33	6.2	65.3	
長久手市	-	△ 5.92	-	△ 9.26	2.7	-	△ 27.0
団体数	0	37	0	37	37	15	22

⑥用語について

【類似団体】

国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を示す。本市を含む一般市は、人口と産業構造に応じ、次の表のとおり 16 区分に分けられている。

（一般市）

産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次90%以上		Ⅱ次,Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0以上～50,000未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000以上～100,000未満	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	100,000以上～150,000未満	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	150,000以上～	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0

【ラスパイレス指数】

国家公務員との比較で地方公務員の給与水準を表す指数。自治体の一般行政職員の学歴別・経験年数別構成などが国と同一と仮定して、自治体ごとの平均給与額を求め、国の平均給与額を 100 として指数化している。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数であり、必要とする一般財源の額（基準財政需要額）に対して徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）がどれだけあるかという指数。

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の基準財政規模に対する比率

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の基準財政規模に対する比率

【実質公債費比率】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものを含める割合。

※ この率が 1 8 % 以上で起債許可団体になり、公債費負担適正化計画の策定が必要となる。2 5 % 以上で一部の起債が制限され、3 5 % 以上でさらに起債制限が厳しくなる。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の基準財政規模に対する比率

早期健全化基準、財政再生基準等（平成 19 年度より法律施行）

	（参考）地方債協議・許可制移行基準	早期健全化基準 （財政健全化団体）	財政再生基準 （財政再生団体）
実質赤字比率	道府県：2.5% 市町村：財政規模に応じ 2.5～10%	道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ 11.25～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率		道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ 16.25～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	18%	25%	35%
将来負担比率		都道府県・政令市：400% 市町村：350%	――

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

⑦市長等の職務について

1. 市長、副市長、教育長の職務（地方自治法抜粋）

市 長	副 市 長	教 育 長
（長の統轄代表権） 第147条 普通地方公共団体の長は、<u>当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。</u> （事務の管理及び執行権） 第148条 普通地方公共団体の長は、当該<u>普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</u> （担任意務） 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。 5 会計を監督すること。 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 8 証書及び公文書類を保管すること。 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。 （職員の指揮監督） 第 154 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。	（長の職務の代理） 第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。 この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その<u>職務を代理</u>する。 （副知事及び副市町村長の職務） 第167条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。 2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行する。 3 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（服務等） 第 11 条 4 教育長は、<u>常勤</u>とする。 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 ○みよし市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（勤務時間、休暇等） 第 2 条 教育長の勤務時間、休暇等については、<u>みよし市職員</u>の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年三好町条例第 1 号)<u>の適用を受ける職員の例による。</u>ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

2. 議会、議長、副議長及び議員の職務（地方自治法等抜粋）

議 会	議長及び副議長
（議決事件） 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 1 条例を設け又は改廃すること。 2 予算を定めること。 3 決算を認定すること。 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 7 不動産を信託すること。 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起に係る同法第11条第1項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。 15 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項	（議長の議事整理権・議会代表権） 第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、<u>議会の事務を統理し、議会を代表</u>する。 （議長の代理及び仮議長） 第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は<u>議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。</u>
	議 員
	議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、<u>住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成する任務を有する。</u> 《議員の義務》 （第 92 条、92 条の 2、第 109 条、第 129 条、第 134 条・ 第 135 条関係、第 137 条） ①会議に出席する義務 ②委員に就任する義務 ③規律を守る義務 ④懲罰に服する義務 ⑤兼職の禁止 ⑥兼業の禁止

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、**新たな人事制度の構築**に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、**官民給与の比較対象を見直し**
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、**在級期間に係る制度を廃止**
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の**超過勤務最小化**に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような**兼業制度(自営兼業)の見直し**
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための**無給休暇の導入**
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「**能力一覧**」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した**早期選考**の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止
【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を

下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較]【令和7年4月実施】

- 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

- 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

- 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

⑨人事院勧告と給料の改定状況

年度	民間給与との較差	公務員の給料の改定状況	
H20		改定なし	
H21	△0.22%	平均改定率	△0.2% 若者層の引下げなし
H22	△0.19%	平均改定率	△0.1% 中高年齢層に限定
H23	△0.23%	平均改定率	△0.2% 中高年齢層に限定
H24		改定なし 中高年齢層に限定	
H25		改定なし 中高年齢層に限定	
H26	0.30%	平均改定率	0.3% 若者層に重点をおいて改定
H27	0.36%	平均改定率	0.4% 若者層に重点をおいて改定
H28	0.17%	平均改定率	0.2% 若者層に重点をおいて改定
H29	0.15%	平均改定率	0.2% 若者層に重点をおいて改定
H30	0.16%	平均改定率	0.2%
R1	0.09%	平均改定率	0.1% 初任給及び若者層の引上げ改定
R2		改定なし	
R3		改定なし	
R4	0.23%	平均改定率	0.3% 若者層に重点をおいて改定
R5	0.96%	平均改定率	1.1% 若者層に重点をおいて改定
R6	2.76%	平均改定率	3.0% 若者層に特に重点をおきつつ全年齢層を改定
R7	3.62%	平均改定率	3.3% 若者層に重点をおきつつ全年齢層を改定

人事院勧告とボーナスの改定状況

年度	民間の ボーナス支給割合	公務員の 改定後の支給割合	改定状況
H20	4.51	4.50	0.50月分引上げ
H21	4.17	4.10	△0.40月分引下げ
H22	3.97	3.95	△0.15月分引下げ
H23	3.99	3.95	民間は東北除く
H24	3.94	3.95	据置き
H25	3.95	3.95	据置き
H26	4.12	4.10	0.15月分引上げ
H27	4.21	4.20	0.1月分引上げ
H28	4.32	4.30	0.1月分引上げ
H29	4.42	4.40	0.1月分引上げ
H30	4.46	4.45	0.05月分引上げ
R1	4.51	4.50	0.05月分引上げ
R2	4.46	4.45	0.05月分引下げ
R3	4.32	4.30	0.15月分引下げ
R4	4.41	4.40	0.1月分引上げ
R5	4.49	4.50	0.1月分引上げ
R6	4.60	4.60	0.1月分引上げ
R7	4.65	4.65	0.05月分引上げ

⑩愛知県下各市特別職給料一覧表(名古屋市を除く。)

※令和7年4月1日現在

市 名	住民基本台帳人口		市 長		副 市 長		教 育 長		備 考
	R7年1月1日		給 料		給 料		給 料		
	人数(人)	順位	金 額(円)	順位	金 額(円)	順位	金 額(円)	順位	
豊 橋	366,089	4	1,091,000	5	915,000	4	710,000	23	
岡 崎	382,656	2	1,116,000	2	937,000	2	742,000	11	
一 宮	376,861	3	1,096,000	4	901,000	5	791,000	3	
瀬 戸	126,274	12	993,000	18	816,000	16	726,000	15	
半 田	116,210	13	1,076,000	7	885,000	7	785,000	5	
春 日 井	305,902	5	1,103,000	3	920,000	3	801,000	2	
豊 川	185,900	7	1,072,000	9	876,000	10	770,000	6	
津 島	59,566	31	919,000	35	773,000	31	691,000	30	
碧 南	72,216	24	1,003,000	16	822,000	15	715,000	21	
刈 谷	152,984	9	1,025,000	12	840,000	12	721,000	17	
豊 田	414,750	1	1,129,000	1	951,000	1	763,000	7	
安 城	187,665	6	1,044,000	11	855,000	11	751,000	9	
西 尾	169,528	8	1,007,000	13	787,000	24	718,000	18	
蒲 郡	77,535	22	927,000	31	781,000	27	697,000	27	
犬 山	71,334	25	967,000	22	802,000	20	712,000	22	
常 滑	58,662	32	946,000	27	775,000	29	693,000	29	
江 南	98,124	15	961,000	25	816,000	16	727,000	14	
小 牧	149,025	10	1,075,000	8	883,000	8	759,000	8	
稲 沢	132,879	11	1,007,000	13	830,000	13	743,000	10	
新 城	42,375	37	925,000	32	775,000	29	680,000	32	
東 海	113,368	14	1,088,000	6	893,000	6	842,000	1	
大 府	93,014	17	1,064,000	10	879,000	9	790,000	4	
知 多	83,017	21	965,000	23	787,000	24	724,000	16	
知 立	72,646	23	944,000 給料抑制後755,200	28	783,000	26	709,000	25	給料抑制あり
尾 張 旭	83,782	20	997,000	17	799,000	22	717,000	19	
高 浜	49,041	34	912,000	36	758,000	34	660,000	37	
岩 倉	47,761	35	989,000	19	816,000	16	716,000	20	
豊 明	67,903	27	987,000 給料抑制後888,300	20	806,000 給料抑制後765,700	19	742,000 給料抑制後704,900	11	給料抑制あり
日 進	94,207	16	1,005,000	15	826,000	14	742,000	11	
田 原	58,270	33	950,000	26	780,000	28	700,000	26	
愛 西	60,457	30	962,000	24	797,000	23	695,000	28	
清 須	68,707	26	920,000	34	750,000	36	670,000	35	
北 名 古 屋	85,843	19	977,000 給料抑制後781,600	21	800,000 給料抑制後720,000	21	710,000 給料抑制後674,500	23	給料抑制あり
弥 富	43,534	36	931,000	30	770,000	32	672,000	34	
み よ し	61,408	29	923,000	33	761,000	33	691,000	30	
あ ま	88,363	18	935,000	29	753,000	35	673,000	33	
長 久 手	61,490	28	898,000 給料抑制後880,000	37	731,000	37	665,000	36	給料抑制あり
37 市 平 均	129,172		998,081		822,405		724,676		

⑪愛知県下各市特別職の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市を除く。)

※令和7年4月1日現在

市 名	市長				副市長				教育長			
	地域 (%)	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位	地域 (%)	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位
豊 橋	0	3.45	18,550	9	0	3.45	15,557	8	0	3.45	12,072	25
岡 崎	10.5	3.45	20,866	2	10.5	3.45	17,519	2	10.5	3.45	13,873	6
一 宮	7	3.45	19,696	5	7	3.45	16,192	5	7	3.45	14,215	4
瀬 戸	7	3.45	17,845	17	7	3.45	14,664	14	7	3.45	13,047	15
半 田	0	3.45	18,295	12	0	3.45	15,047	10	0	3.45	13,347	12
春 日 井	0	3.45	18,754	7	0	3.45	15,642	7	0	3.45	13,619	8
豊 川	0	3.45	18,227	13	0	3.45	14,894	13	0	3.45	13,092	13
津 島	0	3.45	15,625	32	0	3.45	13,143	31	0	3.45	11,749	31
碧 南	8	3.45	18,349	11	8	3.45	15,037	11	8	3.45	13,080	14
刈 谷	16	3.45	20,075	3	16	3.45	16,451	3	16	3.45	14,121	5
豊 田	16	3.45	22,111	1	16	3.45	18,625	1	16	3.45	14,943	1
安 城	12	3.45	19,773	4	12	3.45	16,193	4	12	3.45	14,223	3
西 尾	8	3.45	18,747	8	10	3.45	14,651	15	8	3.45	13,367	11
蒲 郡	0	3.45	15,761	30	0	3.45	13,279	28	0	3.45	11,851	28
犬 山	8	3.45	17,378	18	8	3.45	14,413	17	8	3.45	12,795	18
常 滑	0	3.45	16,084	27	0	3.45	13,177	29	0	3.45	11,783	30
江 南	0	3.45	16,339	26	0	3.45	13,874	23	0	3.45	12,361	22
小 牧	7	3.45	19,319	7	6	3.45	15,868	6	7	3.45	13,640	7
稲 沢	0	3.45	17,122	20	0	3.45	14,112	20	0	3.45	12,633	19
新 城	0	3.45	12,741	37	0	3.45	13,177	29	0	3.45	11,562	32
東 海	0	3.45	18,499	10	0	3.45	15,183	9	0	3.45	14,316	2
大 府	0	3.45	18,091	14	0	3.45	14,945	12	0	3.45	13,432	10
知 多	10	3.45	17,965	15	10	3.45	14,651	15	10	3.45	13,478	9
知 立	0	3.45	16,050	28	0	3.45	13,313	27	0	3.45	12,055	26
尾 張 旭	8	3.45	17,917	16	8	3.45	14,359	18	8	3.45	12,885	16
高 浜	0	3.45	15,506	33	0	3.45	12,888	34	0	3.45	11,222	37
岩 倉	0	3.45	16,815	23	0	3.45	13,874	23	0	3.45	12,174	23
豊 明	0	3.45	15,159	35	0	3.45	13,023	33	0	3.45	11,986	27
日 進	0	3.45	17,088	21	0	3.45	14,044	21	0	3.45	12,616	20
田 原	8	3.45	17,072	22	8	3.45	14,017	22	8	3.45	12,580	21
愛 西	0	3.45	16,356	25	0	3.45	13,551	25	0	3.45	11,817	29
清 須	0	3.45	15,642	31	0	3.45	12,752	35	0	3.45	11,392	35
北 名 古 屋	0	3.40	13,399	36	0	3.40	12,258	37	0	3.40	11,449	33
弥 富	0	3.45	15,829	29	0	3.45	13,092	32	0	3.45	11,426	34
み よ し	10	3.45	17,183	19	10	3.45	14,167	19	10	3.45	12,864	17
あ ま	8	3.45	16,803	24	8	3.45	13,532	26	8	3.45	12,094	24
長 久 手	0	3.45	15,268	34	0	3.45	12,429	36	0	3.45	11,307	36
37 市 平 均			17,359				14,421				12,715	

※給料抑制前の給料で積算

⑫愛知県下各市議員報酬額一覧表(名古屋市を除く。)

※令和7年4月1日現在

市 名		住民基本台帳人口		議 長		副 議 長		議 員		定数
		R7年1月1日		報 酬		報 酬		報 酬		
		人数(人)	順位	金 額(円)	順位	金 額(円)	順位	金 額(円)	順位	
豊	橋	366,089	4	716,000	3	651,000	3	585,000	3	36
岡	崎	382,656	2	740,000	2	672,000	2	617,000	2	37
一	宮	376,861	3	648,000	5	596,000	5	553,000	4	38
瀬	戸	126,274	12	551,000	13	483,000	19	453,000	17	26
半	田	116,210	13	555,000	12	503,000	13	466,000	13	22
春	日 井	305,902	5	665,000	4	601,000	4	552,000	5	32
豊	川	185,900	7	563,000	9	513,000	9	480,000	10	30
津	島	59,566	31	489,000	35	448,000	27	424,000	25	18
碧	南	72,216	24	543,000	16	503,000	13	448,000	19	22
刈	谷	152,984	9	598,000	6	556,000	6	494,000	7	28
豊	田	414,750	1	767,000	1	698,000	1	649,000	1	45
安	城	187,665	6	578,000	8	535,000	7	482,000	9	28
西	尾	169,528	8	551,000	13	511,000	11	455,000	16	30
蒲	郡	77,535	22	532,000	18	489,000	16	457,000	15	20
犬	山	71,334	25	529,000	22	488,000	17	473,000	12	18
常	滑	58,662	32	503,000	28	442,000	30	404,000	31	18
江	南	98,124	15	532,000	18	485,000	18	450,000	18	20
小	牧	149,025	10	596,000	7	534,000	8	504,000	6	25
稲	沢	132,879	11	562,000	10	512,000	10	489,000	8	26
新	城	42,375	37	489,000	35	409,000	36	372,000	35	18
東	海	113,368	14	558,000	11	508,000	12	475,000	11	22
大	府	93,014	17	550,000	15	497,000	15	463,000	14	19
知	多	83,017	21	530,000	21	480,000	20	448,000	19	18
知	立	72,646	23	502,000	29	432,000	31	410,000	27	20
尾	張 旭	83,782	20	541,000	17	470,000	21	432,000	22	20
高	浜	49,041	34	462,000	37	398,000	37	371,000	36	14
岩	倉	47,761	35	512,000	27	462,000	25	431,000	23	15
豊	明	67,903	27	500,000	31	446,000	28	406,000	28	20
日	進	94,207	16	531,000	20	470,000	21	436,000	21	20
田	原	58,270	33	500,000	31	430,000	33	390,000	33	18
愛	西	60,457	30	521,000	24	468,000	24	417,000	26	18
清	須	68,707	26	515,000	26	425,000	35	405,000	30	21
北 名 古 屋		85,843	19	525,000	23	470,000	21	431,000	23	21
弥	富	43,534	36	498,000	33	446,000	28	398,000	32	16
み よ し		61,408	29	502,000	29	430,000	33	390,000	33	20
あ	ま	88,363	18	518,000	25	452,000	26	406,000	28	22
長 久 手		61,490	28	497,000	34	431,000	32	369,000	37	18
37 市 平 均		129,172		553,216		495,784		456,351		23

⑬愛知県下各市議員の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市を除く。)

※令和7年4月1日現在

市 名	議長				副議長			議員		
	地域 (%)	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位	期末 (月)	年間支給額 (千円)	順位
豊 橋	—	3.45	12,174	3	3.45	11,069	3	3.45	9,946	3
岡 崎	—	3.45	12,582	2	3.45	11,426	2	3.45	10,491	2
一 宮	—	3.45	11,018	5	3.45	10,133	5	3.45	9,402	4
瀬 戸	—	3.45	9,368	13	3.45	8,212	18	3.45	7,702	17
半 田	—	3.45	9,436	12	3.45	8,552	13	3.45	7,923	13
春 日 井	—	3.45	11,307	4	3.45	10,219	4	3.45	9,385	5
豊 川	—	3.45	9,572	9	3.45	8,722	9	3.45	8,161	10
津 島	—	3.45	8,314	35	3.45	7,617	27	3.45	7,209	25
碧 南	—	3.45	9,232	16	3.45	8,552	13	3.45	7,617	18
刈 谷	—	3.45	10,167	6	3.45	9,453	6	3.45	8,399	7
豊 田	—	3.45	13,041	1	3.45	11,868	1	3.45	11,035	1
安 城	—	3.45	9,827	8	3.45	9,096	7	3.45	8,195	9
西 尾	—	3.45	9,368	13	3.45	8,688	11	3.45	7,736	16
蒲 郡	—	3.45	9,045	18	3.45	8,314	16	3.45	7,770	15
犬 山	—	3.45	8,994	21	3.45	8,297	17	3.45	8,042	12
常 滑	—	3.45	8,552	28	3.45	7,515	30	3.45	6,869	31
江 南	—	3.35	8,968	22	3.35	8,176	19	3.35	7,586	20
小 牧	—	3.45	10,133	7	3.45	9,079	8	3.45	8,569	6
稲 沢	—	3.45	9,555	10	3.45	8,705	10	3.45	8,314	8
新 城	—	3.45	8,314	35	3.45	6,954	36	3.45	6,325	35
東 海	—	3.45	9,487	11	3.45	8,637	12	3.45	8,076	11
大 府	—	3.45	9,351	15	3.45	8,450	15	3.45	7,872	14
知 多	—	3.45	9,011	20	3.45	8,161	20	3.45	7,617	18
知 立	—	3.45	8,535	29	3.45	7,345	31	3.45	6,971	27
尾 張 旭	—	3.45	9,198	17	3.45	7,991	21	3.45	7,345	22
高 浜	—	3.45	7,855	37	3.45	6,767	37	3.45	6,308	36
岩 倉	—	3.45	8,705	27	3.45	7,855	25	3.45	7,328	23
豊 明	—	3.45	8,501	31	3.45	7,583	28	3.45	6,903	28
日 進	—	3.45	9,028	19	3.45	7,991	21	3.45	7,413	21
田 原	—	3.45	8,501	31	3.45	7,311	33	3.45	6,631	33
愛 西	—	3.45	8,858	24	3.45	7,957	23	3.45	7,090	26
清 須	—	3.45	8,756	26	3.45	7,226	35	3.45	6,886	30
北 名 古 屋	—	3.40	8,888	23	3.40	7,957	24	3.40	7,297	24
弥 富	—	3.45	8,467	33	3.45	7,583	28	3.45	6,767	32
み よ し	—	3.45	8,535	29	3.45	7,311	33	3.45	6,631	33
あ ま	—	3.45	8,807	25	3.45	7,685	26	3.45	6,903	28
長 久 手	—	3.45	8,450	34	3.45	7,328	32	3.45	6,274	37
37 市 平 均			9,403			8,427			7,757	

⑭愛知県下各市議員報酬総額の住民一人当たりの額(名古屋市を除く。)

※令和7年4月1日現在

市 名	住民基本 台帳人口 R7年1月1日 人数(人)	議長	副議長	議員	定数	議員報酬 総額(千円)	議員報酬総額の 住民一人当たりの額		
		年間支給額 (千円)	年間支給額 (千円)	年間支給額 (千円)			(円)	全体 順位	類団 順位
豊 橋	366,089	12,174	11,069	9,946	36	361,407	987	36	
岡 崎	382,656	12,582	11,426	10,491	37	391,193	1,022	34	
一 宮	376,861	11,018	10,133	9,402	38	359,623	954	37	
瀬 戸	126,274	9,368	8,212	7,702	26	202,428	1,603	23	
半 田	116,210	9,436	8,552	7,923	22	176,448	1,518	28	
春 日 井	305,902	11,307	10,219	9,385	32	303,076	991	35	
豊 川	185,900	9,572	8,722	8,161	30	246,802	1,328	31	
津 島	59,566	8,314	7,617	7,209	18	131,275	2,204	5	
碧 南	72,216	9,232	8,552	7,617	22	170,124	2,356	3	1
刈 谷	152,984	10,167	9,453	8,399	28	237,994	1,556	27	
豊 田	414,750	13,041	11,868	11,035	45	499,414	1,204	33	
安 城	187,665	9,827	9,096	8,195	28	231,993	1,236	32	
西 尾	169,528	9,368	8,688	7,736	30	234,664	1,384	30	
蒲 郡	77,535	9,045	8,314	7,770	20	157,219	2,028	13	7
犬 山	71,334	8,994	8,297	8,042	18	145,963	2,046	12	6
常 滑	58,662	8,552	7,515	6,869	18	125,971	2,147	8	4
江 南	98,124	8,968	8,176	7,586	20	153,692	1,566	26	12
小 牧	149,025	10,133	9,079	8,569	25	216,299	1,451	29	
稲 沢	132,879	9,555	8,705	8,314	26	217,796	1,639	21	
新 城	42,375	8,314	6,954	6,325	18	116,468	2,749	1	
東 海	113,368	9,487	8,637	8,076	22	179,644	1,585	25	
大 府	93,014	9,351	8,450	7,872	19	151,625	1,630	22	11
知 多	83,017	9,011	8,161	7,617	18	139,044	1,675	20	10
知 立	72,646	8,535	7,345	6,971	20	141,358	1,946	14	8
尾 張 旭	83,782	9,198	7,991	7,345	20	149,399	1,783	18	
高 浜	49,041	7,855	6,767	6,308	14	90,318	1,842	16	
岩 倉	47,761	8,705	7,855	7,328	15	111,824	2,341	4	
豊 明	67,903	8,501	7,583	6,903	20	140,338	2,067	11	5
日 進	94,207	9,028	7,991	7,413	20	150,453	1,597	24	
田 原	58,270	8,501	7,311	6,631	18	121,908	2,092	10	
愛 西	60,457	8,858	7,957	7,090	18	130,255	2,155	7	3
清 須	68,707	8,756	7,226	6,886	21	146,816	2,137	9	
北 名 古 屋	85,843	8,888	7,957	7,297	21	155,488	1,811	17	
弥 富	43,534	8,467	7,583	6,767	16	110,788	2,545	2	
み よ し	61,408	8,535	7,311	6,631	20	135,204	2,202	6	2
あ ま	88,363	8,807	7,685	6,903	22	154,552	1,749	19	9
長 久 手	61,490	8,450	7,328	6,274	18	116,162	1,889	15	
37 市 平 均	129,172	9,403	8,427	7,756	23	189,325	1,757		

⑮議会の活動状況

◎定例会・臨時会開催状況

年次	定例会		臨時会		総数	
令和２年	４回	１９日	２回	２日	６回	２１日
令和３年	４回	２１日	１回	１日	５回	２２日
令和４年	４回	２０日	３回	３日	７回	２３日
令和５年	４回	２０日	１回	１日	５回	２１日
令和６年	４回	２０日	１回	１日	５回	２１日

◎代表質問・一般質問延べ人数

年次	代表質問	一般質問	計
令和２年	８人	２８人	３６人
令和３年	８人	２８人	３６人
令和４年	８人	３０人	３８人
令和５年	８人	３７人	４５人
令和６年	８人	４２人	５０人

◎全員協議会、議会運営委員会開催状況

年次	全員協議会	議会運営委員会		左記の総審議回数
		委員会	協議会	
令和２年	１５回	１６回	１３回	４４回
令和３年	１０回	１７回	１４回	４１回
令和４年	１３回	１７回	１４回	４４回
令和５年	９回	１１回	１０回	３０回
令和６年	８回	１０回	１１回	２９回

◎常任委員会開催数

年次	企画総務委員会		文教厚生委員会		経済建設委員会		予算決算委員会 (分科会含む)		左記の総審議回数
	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	
令和２年	８回	１８回	６回	２３回	４回	１７回	３４回	２回	１１２回
令和３年	８回	１４回	８回	１８回	６回	１１回	３２回	０回	９７回
令和４年	８回	１５回	７回	１６回	９回	１２回	４１回	１４回	１２２回
令和５年	８回	１７回	７回	２０回	８回	１１回	２９回	１３回	１１３回
令和６年	９回	１７回	９回	１７回	８回	１５回	３２回	０回	１０７回

◎特別委員会開催数

年次	議会広報広聴 特別委員会		議会ICT推進特別委員会 ※4.5月より議会デジ タル化推進特別委員会		カーボンニュートラ ル研究特別委員会		危機管理対策 特別委員会		議会改革推進 特別委員会		施設マネジメント 調査研究 特別委員会		左記の総審議回数
	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	
令和２年	22回	2回					1回	8回	0回	9回			42回
令和３年	21回	10回					3回	8回	2回	3回			
令和４年	7回	2回	5回	14回	1回	6回					35回		
令和５年			1回	2回	1回	2回							2回
令和６年									2回	7回			3回

※みよし市議会年報参照

◎組合議会（一部事務組合）

令和７年１０月１日現在

議会名称	議員数(みよし市)	会議の回数	報酬額
尾三消防組合議会	１５人（３人）	定例会３回・臨時会	45,000円/年額
尾三衛生組合議会	１２人（４人）	定例会２回・臨時会	45,000円/年額
愛知中部水道企業団議会	１５人（３人）	定例会３回・臨時会	議長55,000円・副議長50,000円・議会 運営委員長47,000円・議員45,000円/ 年額
愛知県後期高齢者医療広 域連合議会	３４人（１人）	定例会２回・臨時会	議長15,000円・副議長13,000円・議員 10,000円/日額 費用弁償（交通費）実費支給有り

◎行政調査（令和７年度実績及び見込み）

委員会名	期 間	調査先	調査事項
議会運営委員会 （7名）	8月8日	三重県いなべ市	議会活動の活性化について
企画総務委員会 （7名）	11月4日～5日	兵庫県姫路市 兵庫県加古川市	データの活用について
文教厚生委員会 （7名）	10月16日～17日	島根県松江市 島根県出雲市	高齢者向けサポート事業について 医療介護連携の取り組みについて
経済建設委員会 （6名）	10月21日～22日	大阪府松原市 京都府亀岡市	再利用資源の回収率向上の取り組みについて プラスチックごみゼロ宣言について
議会改革推進 特別委員会（6名）	7月31日	岐阜県各務原市 愛知県津島市	ハラスメント防止条例の制定について
まちづくり 特別委員会（6名）	7月30日～31日	静岡県三島市 柏の葉アーバンデザインセンター（千葉県柏市）	まちづくり基本計画に基づく調整区域 内の土地の有効活用について

※行政調査費(令和７年度予算/１人当たり)

議会運営委員会 75,000円、 常任委員会 100,000円、 特別委員会 75,000円

◎議会報告会・市民との意見交換会

・開かれた議会を目指して議会活動への理解を深めてもらうとともに、広く市民の皆様のご意見を伺い
市政へ反映させることを目的に開催している。

【開催内容】

(1)実施日	令和６年11月２日（土）午後２時～午後４時
(2)会 場	市役所３階 研修室
(3)参加者	市民19人、議員20人
(4)内 容	第１部 議会報告会（予算決算委員会：令和５年度決算、３常任委員会：委員会の活動報告） 第２部 市民との意見交換会

※ 実施要領は別添参照

みよし市議会報告会・市民との意見交換会 実施要領

1	事業名	みよし市議会報告会・市民との意見交換会	9	役割分担	・司会進行 議会運営委員会委員長 ・受付係 議会運営委員会委員 ・記録係 議会運営委員会委員 ・写真係 議会事務局 ・会場準備 議会運営委員会委員、議会事務局 ・会場案内 議会事務局
2	趣旨	開かれた議会を目指し市民の皆さまに議会活動への関心と理解を深めていただくとともに、広く市民の皆さまのご意見を伺い、市政へ反映させることを目的とする。	10	広報	・市議会ホームページ ・広報みよし令和6年10月号 ・9月区長会 ・行政区回覧
3	主催	みよし市議会			
4	日時	令和6年11月2日（土）午後2時から ※受け付けは午後1時30分から			
5	場所	市役所3階 研修室			
6	定員	先着で100人			
7	申し込み	事前申し込みは不要で、当日、会場で直接受け付け			
8	内容	13:30 受け付け開始 14:00 開会のあいさつ（議会運営委員会委員長） 議長あいさつ 【第1部 議会報告会】 14:05 予算決算委員会報告 14:20 企画総務委員会報告 14:35 文教厚生委員会報告 14:50 経済建設委員会報告 15:05 休憩 【第2部 市民との意見交換会】 15:20 市民との意見交換（報告に対する質疑等） 15:50 議長講評 15:55 閉会のあいさつ（議会運営委員会副委員長）			

⑩みよし市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

平成13年 3 月26日
条例第19号

- （趣旨）
- 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、みよし市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- （交付対象）
- 第 2 条 政務活動費は、議長に結成を届け出た会派又は会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）に対し交付する。
- （交付額）
- 第 3 条 政務活動費の額は、会派にあつては年額18万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とし、会派に所属しない議員にあつては年額18万円とする。
- 2 前項の会派の所属議員の数は、次条の規定による申請時における各会派の所属議員数による。
- （政務活動費を充てることができる経費の範囲）
- 第 8 条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、要望・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
- 2 会派等は、政務活動費を別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
- （使途制限）
- 第 9 条 前条の規定にかかわらず、会派等は次に掲げる経費に政務活動費を使用してはならない。
- (1) 慶弔費、見舞金等の交際のための経費
- (2) 会派等及び政党の機関紙印刷のための経費
- (3) 党費その他政党活動のための経費
- (4) 備品を購入するための経費
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、政務活動費の使途にふさわしくないものとして議長が定める経費

別表（第 8 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派等が行う研修会、講演会の実施に必要な経費及び他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
要望・陳情活動費	会派等が行う要望・陳情活動を行うために必要な経費（印刷製本費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派等における各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、印刷製本費、茶菓子代等）
資料作成費	会派等が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派等が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
事務費	会派等が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、通信運搬費等）

備考 （ ）内は使途の例示である。

令和 7 年度 県内市議会政務活動費（年額：上限規定額）

0 円	弥富市、あま市
1 0 8, 0 0 0 円	常滑市
1 2 0, 0 0 0 円	長久手市
1 5 0, 0 0 0 円	瀬戸市、半田市、津島市、江南市、新城市、尾張旭市、豊明市、日進市
1 8 0, 0 0 0 円	犬山市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、清須市、みよし市
1 9 8, 0 0 0 円	知多市
2 0 4, 0 0 0 円	愛西市
2 1 6, 0 0 0 円	東海市
2 2 5, 0 0 0 円	刈谷市
2 4 0, 0 0 0 円	碧南市、西尾市、稲沢市、田原市
2 7 6, 0 0 0 円	豊川市
2 9 0, 0 0 0 円	蒲郡市
3 0 0, 0 0 0 円	小牧市、北名古屋市
3 6 0, 0 0 0 円	春日井市、安城市
6 0 0, 0 0 0 円	岡崎市、一宮市、豊田市
1, 0 8 0, 0 0 0 円	豊橋市

令和6(2024)年1月19日

みよし市長 小山 祐 様

みよし市特別職報酬等
会長 伊藤 久



みよし市特別職の報酬等の額について（答申）

令和5(2023)年10月23日付けで諮問のありました、みよし市特別職の報酬等の額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 審議会の結論

(1) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員（以下「特別職」という。）の報酬等の額について、市長、副市長及び教育長の給料月額については据置きとし、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬月額については次のとおり引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額
市長	923,000 円	923,000 円（据置き）
副市長	761,000 円	761,000 円（据置き）
教育長	691,000 円	691,000 円（据置き）
議長	496,000 円	502,000 円（6,000 円増額）
副議長	425,000 円	430,000 円（5,000 円増額）
常任委員長	397,000 円	402,000 円（5,000 円増額）
特別委員長	397,000 円	402,000 円（5,000 円増額）
議員	385,000 円	390,000 円（5,000 円増額）

(2) 改定実施時期は、令和6(2024)年4月1日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、令和5(2023)年10月23日に貴職から、「本市の特別職の報酬等の額について」及び「改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について」意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) 審議に幅広く市民の意見が反映され、市民の理解が得られる答申となるよう留意する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする（情勢適応の原則）。
- (4) 人口規模や財政状況を勘案し、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する（均衡の原則）。
- (5) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。

以上のことを基本的立場として、令和5(2023)年10月23日及び11月27日の計2回にわたり検討を行いました。

なお、検討に当たっては、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模、財政規模、議員定数及び特別職の報酬等の額の状況、近年における消費者物価上昇率、議会の活動状況、政務活動費の状況、議員報酬総額の住民一人当たりの額等の各種資料を参考にしました。

3 結論に至った理由

市長、副市長及び教育長の給料額について、諸手当を含む給料等の支給総額は、県内他市、さらには人口や産業構造によって分類された県内の類似団体と比較検討したところ、人口規模、財政規模等総合的に判断して、他市との均衡が保たれていることから、現行の額を据え置くことが適当であるという結論に至りました。

次に、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額について、若者を含めた幅広い人材を確保するためにも一定の増額改定が必要との意見を踏まえ、人事院勧告の平均改定率1.1%程度の引上げが適当であるという結論に至りました。

4 おわりに

本市においては、今後、社会保障関係経費の増加に加え、多様化する市民ニーズに対し、幅広く、迅速に対応することが求められており、行政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況の中で、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げる答申をいたしましたので、市民の負託に答えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層、御活躍いただくことを願うものであります。

令和6(2024)年1月19日

みよし市長 小山 祐 様

みよし市特別職報酬等審議会

会長 伊藤 久



みよし市特別職の報酬等の額に係る答申の附帯意見について（報告）

本審議会に議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員（以下「議員」という。）の報酬に関する審議において、下記のとおり議員の期末手当の支給月数に関する附帯意見がありましたので、令和6(2024)年1月19日付けの答申に係る附帯意見として報告します。

記

附帯意見

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（3.40月）と、議員の期末手当の支給月数（3.35月）との間に0.05月の支給月数の差が生じている状況について、均衡の観点から、議員の期末手当の支給月数を市長、副市長及び教育長と同じ水準に引き上げることが適当である。

追加資料

令和6年度開催愛知県各市特別職報酬等審議会答申内容一覧

自治体名	答申内容					
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
豊橋市	据置	据置	据置	据置	据置	据置
瀬戸市	0.2%引上	0.2%引上	0.2%引上	0.2%引上	0.2%引上	0.2%引上
半田市	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.3%引上
春日井市	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上
津島市	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上
刈谷市	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上	1.4%引上
西尾市	据置	据置	据置	据置	据置	据置
小牧市	据置	据置	2.7%引上	据置	据置	据置
稲沢市	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上
新城市	据置	据置	据置	据置	据置	据置
東海市	1.1%引上	1.1%引上	1.2%引上	1.2%引上	1.2%引上	1.2%引上
知多市	1.0%引上	1.0%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.2%引上	1.3%引上
知立市	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上
尾張旭市	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上	1.1%引上
愛西市	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上	2.8%引上

人事院勧告【指定職俸給表】改定率（R4～R7）

指定職とは、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員

令和4年度指定職俸給表		改定率	令和5年度指定職俸給表		改定率	令和6年度指定職俸給表		改定率	令和7年度指定職俸給表	
号俸	俸給月額		号俸	俸給月額		号俸	俸給月額		号俸	俸給月額
1	706,000円	0.3%	1	708,000円	1.1%	1	716,000円	2.8%	1	736,000円
2	761,000円	0.3%	2	763,000円	1.2%	2	772,000円	2.8%	2	794,000円
3	818,000円	0.2%	3	820,000円	1.1%	3	829,000円	2.8%	3	852,000円
4	895,000円	0.3%	4	898,000円	1.1%	4	908,000円	2.8%	4	933,000円
5	965,000円	0.3%	5	968,000円	1.1%	5	979,000円	2.8%	5	1,006,000円
6	1,035,000円	0.3%	6	1,038,000円	1.1%	6	1,049,000円	2.8%	6	1,078,000円
7	1,107,000円	0.3%	7	1,110,000円	1.1%	7	1,122,000円	2.8%	7	1,153,000円
8	1,175,000円	0.3%	8	1,178,000円	1.1%	8	1,191,000円	2.8%	8	1,224,000円
平均		0.3%	平均		1.1%	平均		2.8%		